



健感発第0401003号
平成20年4月1日

各

都道府県
政令市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

狂犬病予防法施行規則に基づき厚生労働大臣が定める
都道府県名を特定できる文字、数字等の公布について

平成20年4月1日付けで、狂犬病予防法施行規則第五条第一項第二号ハ及び第十二条第三項第二号ハの規定に基づき、厚生労働大臣が定める都道府県名を特定できる文字、数字等（平成20年厚生労働省告示第249号）が別添のとおり公布されたので、御了知いただくとともに、関係者等（都道府県にあつては貴管内の市町村を含む）へ周知願いたい。

各自治体においては、狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第17号）の趣旨に鑑み、「狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」（平成19年3月2日付け当職通知）を踏まえて、犬の鑑札及び注射済票の装着義務の遵守並びに狂犬病対策の推進に関する取組みを一層円滑に行うため、引き続き関係自治体及び関係団体との協力連携を図られるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言である。

官 報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔府 令〕

- 内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令(内閣府二〇)
- 原子力安全委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令(同二二)
- 金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令(同二三)
- 公認会計士・監査審査会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令(同二四)
- 内閣府所管旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令(同二五)
- 警察庁旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令(同二五)

〔省 令〕

- 警察拘禁費用償還規則の一部を改正する省令(法務二五)
- 法務省定員規則の一部を改正する省令(同二六)
- 地震保険に関する法律施行規則の一部を改正する省令(財務二〇)
- 財務省組織規則の一部を改正する省令(同二二)
- 文部科学省定員規則の一部を改正する省令(文部科学一四)
- エコリズム推進法施行規則(文部科学・農林水産・国土交通・環境一)

三 四 五 五 六

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令(厚生労働八八)
- 児童福祉施設最低基準及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令(同八九)
- 種苗法施行規則の一部を改正する省令(農林水産二五)
- 海面漁業生産統計調査規則等の一部を改正する省令(同二六)
- 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行規則の一部を改正する省令(同二七)
- 農林水産省組織規則の一部を改正する省令(同二八)
- 野菜生産出荷安定法施行規則の一部を改正する省令(同二九)
- 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の金額の算定に関する省令の一部を改正する省令(同三〇)
- 経済産業省組織規則の一部を改正する省令(経済産業二九)
- 経済産業省定員規則の一部を改正する省令(同三〇)
- 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(国土交通二〇)
- 不動産の鑑定評価に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同二二)
- 人事院規則二一三(人事院事務局等)の組織の一部を改正する人事院規則(人事院二一三三)
- 人事院規則二一四(人事院の職員)の定員の一部を改正する人事院規則(同二一四一三)

〔規 則〕

八 四 四 四 四 四

- 人事院規則九一二(俸給表の適用範囲)の一部を改正する人事院規則(同九一二五六)
- 人事院規則九一六(俸給の調整額)の一部を改正する人事院規則(同九一六一六四)
- 人事院規則九一八(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則(同九一八一六六)
- 人事院規則九一五(宿日直手当)の一部を改正する人事院規則(同九一五一一二)
- 人事院規則九一七(俸給の特別調整額)の一部を改正する人事院規則(同九一七一四)
- 人事院規則九一三〇(特殊勤務手当)の一部を改正する人事院規則(同九一三〇一六四)
- 人事院規則九一五五(特地勤務手当等)の一部を改正する人事院規則(同九一五五一九三)
- 人事院規則一五一(職員)の勤務時間、休日及び休暇の一部を改正する人事院規則(同五一四一二〇)
- 人事院規則一六一〇(職員の災害補償)の一部を改正する人事院規則(同六一〇一五一)
- 警察庁の定員に関する規則の一部を改正する規則(国家公安委三)
- 災害対策基本法の規定に基づき設置した平成十六年(二千四年)新潟県中越地震非常災害対策本部を廃止し、同本部(内閣府七)
- 東南海・南海地震防災対策推進地域を指定した件(同八)
- 地方税法施行規則第十六条の四の四第一項に規定する前々年度の全国の市町村たばこ税の額の合計額として総務大臣が定める額を定める件(総務一九五)

〔告 示〕

三 三 三 三 三 三

- 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体が負担する追加費用に関する件(同一九六)
- 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体が負担する追加費用に関する件(同一九七)
- 地方公務員等共済組合法第百十三条第三項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件(同一九八)
- 地方公務員等共済組合法第百十三条第三項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件(同一九九)
- 地方公務員災害補償法施行規則第三条第七項の総務大臣の定める額を定める件(同二〇〇)
- 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令第三条第一項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件(同二〇一)
- 地方公務員災害補償法第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則第三条第四項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件(同二〇二)
- 地方公務員災害補償法第二条第十一项及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件(同二〇三)
- 地方公務員災害補償法第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の二第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件(同二〇四)

(以下次のページへ続く)

三 三

(前のページより続き)
 ○地方公務員災害補償法第三十条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件(同二〇五)

○平成二十年度分の予算について、財政法第三十四条の二第二項の規定に基づき、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならぬ経費を定める件(財務一八八)
 ○生命保険料控除の対象となる生命共済に係る契約を指定する件の一部を改正する件(同一一九)

○地震保険料控除の対象となる自然災害共済に係る契約を指定する件の一部を改正する件(同一一〇)
 ○相続税法施行令第一条の二第二項第七号に規定する生命共済に係る契約を指定する等の件の一部を改正する件(同一一一)

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第二条第六項の規定に基づき主務大臣が指定する施設を指定した件
 (財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一〇)

○農林漁業金融公庫法第十八条第一項第四号の二の資金を指定する等の件の一部を改正する件
 (財務・農林水産九)

○農林漁業金融公庫法第十八条第一項第五号の三の資金を指定する等の件の全部を改正する件(同一一〇)
 ○農林漁業金融公庫法第十八条第一項第五号の四の資金を指定する件の一部を改正する件(同一一一)

○農林漁業金融公庫法別表第二の第四号の主務大臣の指定する資金で漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第九条各号に規定する資金に該当するものを定める等の件の一部を改正する件(同一一二)

○農林漁業金融公庫法別表第二の第一号の主務大臣の定める要件を定める等の件の一部を改正する件(同一一三)

○食品流通構造改善促進法第六条第一項の規定に基づき、同項の資金を指定する件の一部を改正する件(同一一四)

○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める件
 (文部科学五五)

○交付金事務等交付金交付規則の一部を改正する規則を定めた件
 (文部科学・経済産業二)

○職業訓練実施計画を定める件
 (厚生労働二四三)
 ○施設等機関に委任した補助金の交付に関する件(同二四四)
 ○厚生労働科学研究費補助金取扱規程の一部を改正する件(同二四五)

○医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品の一部を改正する件(同二四六)
 ○租税特別措置法施行令第六條の七及び第二十八條の十第六項の規定に基づく建替え病院用等建物の特別償却に関する基準の一部を改正する件(同二四七)

○母子家庭及び真婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針を定めた件(同二四八)

○狂犬病予防法施行規則第五条第一項第二号ハ及び第十二条第三項第二号ハの規定に基づき、厚生労働大臣が定める都道府県名を特定できる文字、数字等を定める件(同二四九)

○青年労働者等職業安定対策基本方針の一部を改正する件(同二五〇)
 ○社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の規定に基づき平成二十年年度の単位掛金額を定める件(同二五一)

○独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第四号に規定する厚生労働大臣が定めるサービスの一部を改正する件(同二五二)

○雇用保険法の規定に基づき厚生労働大臣が定めるみなし賃金日額を定める件の一部を改正する件(同二五三)
 ○雇用保険法施行規則第二百二條の三第一項第一号ハの規定に基づき、厚生労働大臣が指定する地域を定める件(同二五四)

○種苗法第二条第七項の規定に基づく重要な形質を定める件
 (農林水産五三四)
 ○地すべり防止工事を施行する件(同二五五)

○独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第二条の規定に基づき、農林水産大臣が定める平成二十一年度における独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第一項第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額を定める件(同二五六)

○農業経営統計調査規則の規定に基づき農林水産大臣が定める件の一部を改正する件(同二五七)
 ○租税特別措置法施行令第十七條第二項第四号及び第三十九條の二十六第六項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が指定する市場として認定した件の一部を改正する件(同二五八)

○水産加工業施設改良資金融通臨時措置法施行令第一項第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が指定する水産動植物等を指定する等の件(同二五九)

○水産加工業施設改良資金融通臨時措置法施行令第一項第三号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が指定する水産動植物の部位等を指定する件(同二六〇)

○中央卸売市場開設区域の指定解除に関する件(同二六一)
 ○中央卸売市場の開設に係る認可を失効する件(同二六二)
 ○中央卸売市場の開設に係る認可事項に変更があった件(同二六三)

○租税特別措置法施行規則第七條第五項から第七項までに規定する経済産業局長の認定の手続を定めた件
 (経済産業六六)

○租税特別措置法施行規則第二十一條の五第五項から第七項まで及び第二十二條の四十七第五項から第七項までに規定する経済産業局長の認定の手続を定めた件(同六七)
 ○電子情報処理組織による申請等に関する告示の一部を改正する告示(同六八)

○経済産業省が関係行政機関として所管する法令に係る電子情報処理組織による申請等に関する告示の一部を改正する告示(同六九)
 ○原子力発電施設等立地地域特別交付金交付規則の一部を改正する規則を定めた件(同七〇)
 ○原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則の一部を改正する規則を定めた件(同七一)

○核燃料サイクル交付金交付規則の一部を改正する規則を定めた件(同七二)
 ○小型自動車競走法第三十五條第一号及び第二号の規定に基づき有価証券及び金融機関を指定した件(同七三)

○小型自動車競走の事業の収支の算定方法について定める件(同七四)
 ○小型自動車競走法施行規則第四條第二項の規定に基づき、小型自動車競走会の行う小型自動車競走施行者からの委託に係る事務処理のために必要な費用として経済産業大臣が定める金額を定める件を廃止する件(同七五)

○電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準の一部を改正する告示
 (経済産業・環境二)

○昭和四十六年建設省告示第七百五号の一部を改正する件
 (国土交通四一九)

○昭和四十六年建設省告示第三百九十六号の一部を改正する件(同四一〇)
 ○昭和四十四年建設省告示第三千四百三十五号の一部を改正する件(同四一一)

○昭和四十六年建設省告示第七百五号の一部を改正する件
 (国土交通四一九)

○昭和四十六年建設省告示第三百九十六号の一部を改正する件(同四一〇)
 ○昭和四十四年建設省告示第三千四百三十五号の一部を改正する件(同四一一)

○昭和四十六年建設省告示第七百五号の一部を改正する件
 (国土交通四一九)

○厚生労働省告示第204十九号




狂犬病予防法施行規則（昭和二十五年厚生省令第五十二号）第五条第一項第二号ハ及び第十二条第三項第二号ハの規定に基づき、厚生労働大臣が定める都道府県名を特定できる文字、数字等を次のように定める。







平成二十年四月一日

厚生労働大臣 舛添 要一






狂犬病予防法施行規則第五条第一項第二号ハ及び第十二条第三項第二号ハの規定に基づき、厚生労働大臣が定める都道府県名を特定できる文字、数字等




狂犬病予防法施行規則（昭和二十五年厚生省令第五十二号）第五条第一項第二号ハ及び第十二条第三項第二号ハに規定する厚生労働大臣が定める都道府県名を特定できる文字、数字等は、次の表の都道府県名の欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の文字の欄、数字の欄及び図の欄に掲げる文字、数字及び図とする。

都道府県名	文 字	数 字	図
北海道	H K	01	
青森県	A O	02	
岩手県	I T	03	
宮城県	M G	04	
秋田県	A K	05	
山形県	Y G	06	
福島県	F S	07	
茨城県	I B	08	
栃木県	T C	09	

群馬県	G U	10	
埼玉県	S T	11	
千葉県	C B	12	
東京都	T Y	13	
神奈川県	K N	14	
新潟県	N I	15	
富山県	T M	16	
石川県	I S	17	
福井県	F I	18	

山梨県	YN	19	
長野県	NA	20	
岐阜県	GI	21	
静岡県	SZ	22	
愛知県	AI	23	
三重県	ME	24	
滋賀県	SI	25	
京都府	KY	26	
大阪府	OS	27	

兵庫県	HG	28	
奈良県	NR	29	
和歌山県	WA	30	
鳥取県	TT	31	
島根県	SM	32	
岡山県	OY	33	
広島県	HS	34	
山口県	YA	35	
徳島県	TK	36	
香川県	KA	37	
愛媛県	EH	38	

高知県	K O	39	
福岡県	F O	40	
佐賀県	S G	41	
長崎県	N S	42	
熊本県	K U	43	
大分県	O I	44	
宮崎県	M Z	45	
鹿児島県	K G	46	
沖縄県	O K	47	